

令和4年度 第2回 吹田市政策調整会議概要(1)

日 時:令和4年(2022年)9月21日(水)午後4時～午後4時40分

場 所:吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者:春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、今峰行政経営部長

所 管:【土木部(道路室・公園みどり室)】

船木部長、野口次長

(道路室)金沢室長、染川参事、川本主査、深江主任

(公園みどり室)尾割室長、横井参事

| | |
|--|------------------------|
| 案 件 | (1)道路占用料及び公園占用料の改定について |
| 担当及び関連部局 | 土木部(道路室・公園みどり室) |
| <p>本市の道路占用料について、令和3年度(2021 年度)固定資産税評価額の評価替え結果に基づき、令和5年度(2023 年度)以降の道路占用料の改定を行うもの。また、公園占用料について、道路占用料を準用し、併せて改定を行うもの。</p> | |
| <p>【所管部の考え方】</p> <p>これまで北摂7市で統一単価を採用してきたが、本市の固定資産税評価額(以下、「評価額」という)に見合った使用料設定の観点からは乖離している。今後は、国が示す標準的な方法により、本市の評価額に基づき算定することとし、令和5年度以降の道路及び公園の占用料の改定を行う。</p> | |
| <p>(質疑概要)</p> <p>質問: 北摂7市の評価額は各市で違っていても関わらず、統一単価としていたことには何か理由があったのか。</p> <p>回答: 明確ではないが、統一単価が採用された昭和48年(1973年)当時は、おそらく地価の変化が少なかったことと、市町村単位でなくブロック単位とする慣例があった。</p> <p>質問: 改定による事業者等への影響は。</p> <p>回答: 問題ないと考えている。また、個人への影響は主に看板設置に係るものであるが、上げ幅は一割程度であるため、大きな負担増ではない。</p> <p>質問: 各市で異なる金額になることで、複数市へ占用料を納めている事業者は、手続きにおいて不便になるようなことはないのか。</p> <p>回答: ないと考えている。</p> <p>質問: 算定のベースとなる評価額を本市の評価額に置き換えるということであり、算定方法は今までと変わらないということか。また、算定方法は、国の示す考え方に準拠することだが、自治体の裁量の余地はあるのか。</p> <p>回答: 今回の変更点は、採用する評価額を本市の評価額に置き換えることである。なお、算定方法は自治体の裁量の余地はあるものの、多くの自治体では国に準拠している。</p> <p>意見: 本件は、本市の使用料・手数料等の基本方針の例外規定に該当し、国基準の算定方法を採用することや、前年度占用料に1.2を乗じて得た額までの増額にするという考</p> | |

え方は理解できる。自治体の裁量で決められる項目については、市の基本方針を準用・参考にできるので、今後留意してもらいたい。

【結果】

本件は承認された。会議で出た意見を踏まえて取組を進めること。